

名家連ニュース

令和5年12月9日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.971号

❖ 社保審年金部会の障害年金制度改正の審議に注目 ① ❖

障害年金制度の見直しを検討・これまでの経緯を掲載!!

- ▶ 障害年金も含めた公的年金全般の部会審議は、既に8回(令和5年10月24日)開催され、令和6年末を目途とした見直し作業が着々と進められています。
- ▶ 障害年金は家族と当事者の生活を左右する問題です。とりわけ、精神障害者の障害年金は「医学モデル(初診日証明や認定基準、有期期間判定基準など主治医及び判定医の主観に左右される)」の典型であり、早急に改善されなければなりません。
- ▶ 今後の部会審議の動向に関心を寄せ合うとともに時代の要請である制度の基本的基準を「医学モデル型」から「社会モデル型」へ、認定基準を「主観的判定型」から「客観的判定型」へ転換させる声と運動が重要になっています。
- ▶ 「みんなねつとの提言」には、障害年金改定に対する具体的な対案がありません。従って、名家連事務局の「社会モデル型」の障害年金認定基準(案)を最終回で提示いたします。

(参考)令和元年12月27日「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 4 その他

○ 今回行う制度改革は、障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていく。

詳しくは[社会保障審議会\(年金部会\) | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)をご参照ください

= これまでの年金部会における主な意見(障害年金) =

- ・ 厚生年金保険料を一定期間納めていた方について、保険事故の発生が厚生年金の被保険者期間中に存在しなくても、退職後それほど期間が経過していなければ、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地があるのではないか。
- ・ 障害基礎年金か障害厚生年金のどちらを適用されるかは、障害の原因となった病気やけがの初診日に国民年金か厚生年金のいずれの被保険者であったかで決まり、それが生涯続くことによる弊害が出ている。例えば、けがで障害を負った後、退職してから障害年金を申請する場合や学生であるなど就労していない場合には、どれだけ長く働いていても、また、障害になった後に就労しても、障害基礎年金のみを受給することとなる。また、障害厚生年金の方が、給付額が多く、より軽い障害でも給付が受けられ、あるいは障害手当金と一時金を受給できる等、様々な差がある。この差は、年金と自分の賃金で生活を成り立たせるという自立の問題・人の尊厳にもかかわる。



- ・ 初診日の要件のほかにも障害年金の目的をどう捉えるのかに加えて、医学モデルによるのか、社会モデルによるのかも含めて、障害年金の目的と認定基準との関係について議論する必要がある。
- ・ 障害年金については、支給要件をどうするのか、給付水準が妥当なのかどうかといった論点があり、また、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中、それに合わせて制度を見直す必要があるか否かについても検討の余地がある。
- ・ いわゆる直近1年要件については、過去、10年間の延長が繰り返されてきたが、そろそろ役割は終えているのではないか。
- ・ 障害年金の見直しに向けた検討の進め方として、年金部会の下に少人数の委員会を設け、そこで議論した結果を基に年金部会で議論を進めてはどうか。

障害年金制度の概要



障害年金制度改正議論に踏み込む前にもう一度、障害年金制度の「そもそも論」に立ちかえって、今回の改正内容と向き合うようにしましょう。

障害年金の目的

- ・ 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付です。
- ・ 通常は加齢に伴って起こる稼働能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としています。

参考 ①

- ・ 障害年金は、国民が廃疾となって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられたりした場合、すなわち、所得活動が制限された場合に、その生活の安定がそなわれることのないよう防止することを目的とする給付である。
(出典)小山進次郎『国民年金法の解説』

参考 ②

- ・ 障害年金は、労働者が障害となって労働することができなくなったり、労働が制限されたりした場合に、その生活の安定を図るための給付であ…る。
(出典)有泉亨・中野徹夫『厚生年金保険法[全訂社会保障関係法1]』



参考 ③

- ・ 年金が高齢者、障害者及び遺族に支給されるのは、これらの者は所得が減少したり又は喪失したりすることが多いからである。しかも、長期にわたって所得が減少・喪失するため、長期給付である年金の支給対象とするのに適している。このように年金は所得が減少・喪失した者に支払われるため、年金は稼働能力の低下・喪失に対するものだと言明されることが多い。
- ・ 一般に、一定程度以上の障害を有する者は、就労することが困難になり、所得が減少又は喪失することが多い。障害年金は、このような障害者の所得を補填するために支給される年金である。(出典)堀勝洋『年金保険法(第5版)』